

# 訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和 6年 6月 1日現在>

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	合同会社白樺
所在地・連絡先	所在地：京都府向日市森本町下森本18 - 14 電話：075-754-7407 F A X：075-950-0220

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション白樺
所在地・連絡先	所在地：京都府向日市森本町下森本18 - 14 電話：075-754-7407 F A X：075-950-0220
事業所番号	2663190094
管理者の氏名	高橋 香代子

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	区 分			
		常勤（人）		非常勤（人）	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
看護職員（看護師）	4	2	1	1	

### (3) 職務内容

職種	職務内容
管理者	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われる必要な管理を行う 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う 3. 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う
看護職員	1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供する 2. 訪問看護の提供にあたっては、適切な技術をもって行う

(4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都府向日市・京都市西京区全域、長岡京市（奥海印寺、こがねが丘、高台、高台西、金ヶ原、泉が丘を除く）
------------	--

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日・営業時間等

営業日	平日	土曜日
営業時間	8:30~17:30	8:30~17:30

※ 営業しない日： 日曜日・祝日・12月29日~1月3日

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする
サービス提供時間	8:30~17:30

### 3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1) 入院生活から在宅生活への移行を円滑にするための準備や指導 2) 食事、排泄、清潔等の日常生活への直接的な援助、指導 3) 病状観察、医師の指示のもとに行われる医療処置 4) カテーテルなどの医療機器の管理 5) 本人、家族に対する病状や服薬に関する指導 6) 介護方法及び介護機器についてのアドバイスや指導 7) 個々の利用者や家族に合わせた自立への援助 8) 安全で安楽な在宅介護のための環境調整 9) 社会資源の活用についてのアドバイスとコーディネート 10) 在宅ターミナルケア、認知症、精神障がいへの看護 11) 家族の精神的な支援と健康管理 12) 主治医との連携 13) 医療、保健、福祉関係機関や職種との連携 等

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

## 4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

### 【介護保険ご利用利用料金表】

#### ■訪問看護（地域区分 1単位：10.42円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額 (1割負担の場合)
看護師 による 場合	20分未満	314単位	3271円/日	327円/日
	20分以上 30分未満	471単位	4907円/日	491円/日
	30分以上 1時間未満	823単位	8575円/日	858円/日
	1時間以上 1時間30分未満	1128単位	11753円/日	1175円/日

#### ■介護予防訪問看護（地域区分 1単位：10.42円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
看護師 による 場合	20分未満	303単位	3157円/日	316円/日
	20分以上 30分未満	451単位	4699円/日	470円/日
	30分以上 1時間未満	794単位	8273円/日	827円/日
	1時間以上 1時間30分未満	1090単位	11357円/日	1136円/日

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

## ■訪問看護加算項目・介護予防訪問看護加算項目

加算項目	サービス 単位	サービス利用料金 (利用者負担額) *1	内容
緊急時訪問 加算	600 単位/月	6252 円 (625 円)	24 時間連絡および緊急時訪問看護の体制を利用する 際に加算
特別管理 加算 (I)	500 単位/月	5210 円 (521 円)	在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注 射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在 宅気管切開患者指導管理・気管カニューレの使 用や留置カテーテルを使用している利用者に 計画的な管理を行う際に加算
特別管理 加算 (II)	250 単位/月	2605 円 (261 円)	在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡の状態、人工肛門 や人工膀胱の管理が必要な状態
複数名訪問 看護加算	30 分未満：254 単位/回 30 分以上：402 単位/回	2646 円 (265 円) 4188 円 (419 円)	利用者の身体的理由により、一人の看護師による訪 問看護が困難と認められ、利用者等の同意が認めら れた時に加算
長時間訪問 看護加算	300 単位/回	3126 円 (313 円)	特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時 間 30 分を超える訪問看護を行った場合に加算
初回加算 I	350 単位/回	3647 円 (365 円)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院 等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合 に加算
初回加算 II	300 単位	3126 円 (313 円)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病 院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を 提供した場合に加算
退院時共同 指導加算	600 単位/回	6252 円 (625 円)	入院中、主治医などと連携して在宅生活における必 要な指導を行い、その内容を文書により提供した場 合に加算
早朝・夜間 加算 *2	所定単位数の 25/100		早朝 6 ; 00~8 ; 00 夜間 18 ; 00~22 ; 00
深夜加算 *2	所定単位数の 50/100		深夜 22 ; 00~6 ; 00
看護・介護 職員連携強 化加算	250 単位/月	2605 円 (261 円)	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等 (胃瘻・腸瘻に よる経管栄養) が必要な利用者に係る計画の作成や 助言などの支援を行った場合に加算
ターミナル ケア加算	2500 単位/回	26050 円 (2605 円)	介護保険算定要件に準じる

\*1 利用者負担額は 1 割・2 割・3 割 (自己負担割合証に準じる) が利用料金となります。

\*2 夜間・早朝・深夜加算は緊急訪問加算を算定している利用者に訪問した際に 2 回目から算定します。

## 【医療保険ご利用料金】

利用料	内容	金額
基本療養費・管理療養費	健康保険（本人・家族）後期高齢	自己負担分
24 時間対応体制加算※ <sup>1</sup>	24 時間連絡および緊急時訪問看護の体制を利用する際に加算	6800 円
特別管理加算	下記参照※ <sup>2</sup>	5000 円
		2500 円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定めた疾病等の契約者に 複数回訪問 2 回	4500 円
	3 回以上	8000 円
長時間訪問看護加算	1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合 (週 3 回まで)	5200 円
複数名訪問看護加算	看護師との同行訪問	4500 円
	看護補助者との同行訪問	3000 円
夜間・早朝訪問看護加算	6 時～8 時、18 時～22 時	2100 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時	4200 円
退院時共同指導加算	入院中、主治医などと連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算	8000 円
特別管理指導加算	退院後、特別管理加算を算定する者で、退院時共同指導を行ったものに対して、退院時共同指導加算に追加して加算	2000 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び診療により退院当日の訪問看護が必要であると認められたものが、保健医療機関から退院する日に看護師等が在宅での療養上の指導を行った場合に、1 回に限り最初の指定訪問看護実施日に加算	6000 円
緊急時訪問看護加算	緊急の求めに応じ在宅医の指示により訪問した場合に加算	2650 円
ターミナルケア療養費	算定要件に準じる	25000 円

### ※<sup>1</sup> 24 時間対応体制加算

\* 事業者は 24 時間対応体制加算の利用を希望する契約者に対し、病状の変化や療養に関する相談等に常時対応し、緊急時に訪問看護を必要に応じて行います。

\* 緊急訪問により訪問看護サービスを提供した場合は、相当回数を計画回数に乗じるものとします。

### ※<sup>2</sup> 特別管理加算

5000 円：在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレの使用や留置カテーテルを使用している利用者に計画的な管理を行う際に加算

2500 円：上記以外の各チューブ・カテーテル等（診療報酬の算定要件に準じる）を使用している利用者・重度の褥瘡のある利用者に計画的な管理を行う際に加算

## ■死後の処置

死後の処置	営業時間内	10000 円
	営業時間外	15000 円

## ■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

## ■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

## ■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の1時間前までに連絡があった場合	無 料
利用日の1時間前までに連絡がなかった場合	予定訪問の単位数を実費負担 (1提供当たりの100%)

## ■利用料等のお支払方法

サービス利用料は1か月毎に計算しご請求致します。

口座の振替または振り込みにてお支払い頂き、振替は翌月26日となります。(土日祝日の場合は、翌日の振替となります。)

\* 振り込みの場合は下記口座に振り込んでください。入金確認後、領収証を発行します。

京都中央信用金庫 東向日支店 普通貯金口座 (口座番号 0221378 ) 口座名義 合同会社白樺
---

\* 現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

要介護・要支援状態となり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めたかたに対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

### (2) 運営方針

1. 利用者の要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います
2. 自ら提供する訪問看護・介護予防訪問看護の質の評価を行い常にその改善を図ります
3. 事業の提供にあたっては、利用者の主治医の指示のもとに利用者の希望、心身の状況

等を踏まえた居宅サービス計画に沿って、療養上の目標や目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画を作成し、これに基づいて利用者の心身機能の維持回復を図るよう各サービスを妥当適切に行います

4. 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行います
5. 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行います
6. 事業の提供にあたっては、医学の進歩に対し適切な看護技術を行います
7. 事業の提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスおよび居宅サービス事業所と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います
8. 事業の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行います。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努めます

### (3) 従業者の研修等

1. 従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む）を実施しています。尚、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する体制をとります。

- 1) 採用時研修 採用後3か月以内
- 2) 継続研修 年6回以上

### (4) 身体拘束の禁止

1. サービスの提供にあたっては、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束のほか利用者の行動を制限する行為を行いません。
2. 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に危険と思われる症状が出現した時、身体拘束をせずに、症状の原因を考え、安全策を講じるとともに、常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束をする場合には、きわめて限定的に行います

### (5) 高齢者虐待防止措置に関する事項

1. 従業者は、利用者、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に努めます。
2. 従業者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとします。
3. 従業者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者にかかる居宅介護支援事業所（介護予防にあつては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に報告します。
4. 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
5. 事業者は、高齢者虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置き、従業者に対して虐待防止のための研修を定期的を実施します。

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

### (1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

#### ○当事業所の相談窓口

訪問看護ステーション白樺	TEL 責任者 対応時間	075-754-7407 高橋 香代子 月～金曜日 8:30～17:30
--------------	--------------------	--

#### ○次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

向日市健康福祉部 高齢者支援係 介護保険係	所在地 TEL/対応時間	向日市寺戸町中野 20 075-931-1111/月～金曜日 8:30～17:00
西京区役所保健センター 健康福祉部健康長寿推進課	所在地 TEL/対応時間	京都市西京区上桂森下町 25-1 075-381-7638/月～金曜日 8:30～17:00
西京区役所洛西支所保健センター 健康福祉部健康長寿推進課	所在地 TEL/対応時間	京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 1-2 075-332-9274/月～金曜日 8:30～17:00
長岡京市健康福祉部 高齢介護課介護保険係	所在地 TEL/対応時間	長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号 075-955-2059/月～金曜日 8:30～17:00
京都府国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 TEL (FAX) 対応時間	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 TEL075-354-9090 (075-354-9055) 月～金曜日 9:00～17:00

### (2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

1. 苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に電話などにより連絡を取り、または、直接訪問するなどして詳しい事情を聴くとともに、関係する職員に事情を確認し、相談苦情記録票に記載する。
2. 担当者が、関係職員での検討会議が必要であると判断した場合は、検討会議を行う。
3. 検討の結果、迅速に具体的な対応をする。
4. 相談苦情記録票は2年間保管し、再発を防ぐために役立てる。

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

## 9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

## 10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

### ■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	( )
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

## 事業者

所在地 京都府向日市森本町下森本 18 - 14  
事業者（法人）名 合同会社白樺  
事業所名 訪問看護ステーション白樺  
管理者 高橋 香代子  
介護保険指定番号 2663190094

## 説明者

職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

## 契約者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 家族（署名・法定代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（契約者との関係 \_\_\_\_\_）

緊急連絡先 \_\_\_\_\_